

判例  
研究

監修 早稲田大学名誉教授 中村眞澄  
株式会社商船三井海法ゼミナール 〈第 46 回〉

## 保証渡しにおける LOI の文言解釈が争われた事例

Queen's Bench Division (Commercial Court) 11 November 2008  
Farenc Shipping Co. Ltd. v Daebu Shipping Co. Ltd. [2008] EWHC 2755 (Comm)  
Lloyd's Law Reports [2009] Vol.1 Page 81

小川総合法律事務所  
弁護士 雨宮 正啓

### 一 はじめに

船荷証券の受戻証券性から、運送品の引渡しは船荷証券との引換までののみ行われるべきものであるが、実際には、荷受け人の便宜を図るため等の目的から、船荷証券と引き換えることなく運送品を引き渡すことがある。この場合、運送人が船荷証券を受け戻すことができず、証券の正当な所持人に対し損害賠償責任を負う場合に備え、運送品の引渡を受けようとする者から、運送人が被る損害を賠償する旨を約した保証状 (L/G、または補償状 LOI) を差し入れさせるのが通常である（注 1）。本件判決では、国際 P&I グループが推奨する LOI の標準文言の解釈が争われた事案であり、同グループでは、本判決を受けて、LOI の文言及び取り扱いについてメンバーである海運会社に注意喚起を行っている（注 2）。

### 二 事実

1. Bremen Max 号（以下、「本船」）は、73,500dwt の bulk carrier である。2007 年 4 月 18 日、船主 Pavey Services Ltd. から傭船者 COSCO Bulk Carrier Co. Ltd. (Cosbulk) に改訂 NYPE1946 書式により傭船された。本船はさらに、以下のとおり back-to-back で Farenc Shipping Co. Ltd. (Farenc) を含む 4 社に再傭船された。

#### [各当事者の関係]

Pavey (船主) → Cosbulk (傭船者) → Farenc (再傭船者①) → Daebu Shipping Co. Ltd. (再傭船者②) → Damskibsselskabet Norden A/S (再傭船者③) → Deiulemar Shipping SPA (再傭船者④)

B/L 発行者：船主

B/L 所持人：Stemcor UK Ltd. (Stemcor)

2. 各傭船契約の 68 条には、B/L の受戻しなく、傭船者発行の LOI (Letter of Indemnity) との引き替えによる貨物の discharge を認める規定がおかれていた。

## 傭船契約 第 68 条

In case original Bills of Lading are not available at discharge port(s), Master/Owners to allow discharge and release the cargo on board against Charterers' single Letter of Indemnity signed by Charterers only with wording as per Owners' Protection and Indemnity Club recommendation.

B/L 原本が荷揚港で入手できない場合、船長・船主は、船主 PI クラブ推奨の文言による傭船者が署名した傭船者の単独補償状と引換えに貨物を discharge することを認める。

3. 2008 年 3 月、Tubarao において、本船上に Bourgas (Bulgaria) 向けの 70,888MT のブルジル産の Sinter Feed Opportunity Tubarao が積載された。本貨物に関して 10 通の B/L が発行された。B/L 上の荷受人欄には、「to the order of HSH Nordbank AG, London」、通知先住所として「G and M-5, Bourgas, Bulgaria as agent and Kremikovtzi AD, Sofia, Botunetz」と記載されていた。(Kremikovtzi はブルガリアの大手製鉄会社)

4. 2008 年 3 月下旬に本船が Bourgas に到着した時、B/L は未着であった。船主は、B/L の受戻しなしでの荷渡しを要求された。各傭船者は、各自にとっての船主に対して同一の書式の LOI を提供した。Daebo (再傭船者②) が Farenco (再傭船者①) に提供した LOI には次のように定められていた。

上記貨物は、Companhia Vale Do Rio Doce によって、上記船舶に積載され、Bourgas (Bulgaria) における引渡しのため、HSH Nordbank AG, London の指図する者に宛てられたものであるが、B/L が未着のため、当社 Daebo は、B/L 原本の提示なしに貨物を Bourgas (Bulgaria) の港において Kremikovtzi AD, Sofia に引き渡すことを貴社に要求する。

上記の当社の要求を貴社が受け入れるにあたり、当社は次の通り同意する。

- (1) 当社の要求に従って貨物を引渡すことにより、貴社、貴社の使用人及び代理人が被る責任、損失、損害及び費用について、その性質の如何にかかわらず一切を補償するものとし、貴社らに迷惑をかけない。
- (2) 上記のとおりに貨物を引渡したことに関し、貴社、貴社の使用人または代理人に対して訴訟が提起された場合には、その抗弁のために必要十分な資金を、要求があり次第貴社らに提供する。
- (3) 上記のとおりに貨物を引渡したことに関し、本船もしくは同一会社または関連会社が所有、管理、支配するその他の船舶、財産が差押え・拘留された場合、またはその虞がある場合、もしくはそれらの船舶の使用、運航を阻害（船舶原簿への予告登記など）された場合には、それらの船舶、財産の差押え・拘留を回避、解放するため、もしくはそのような障害を除くために必要な保釈金その他の保証を要求があり次第提供し、かつそれらが正当なものか否かにかかわらず、その差押え・拘留・運航阻害、もしくはそれらの虞の結果として生ずるあらゆる責任、損失、損害または費用について、貴社に補償する。
- (4) 貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体ばら積貨物用またはガス貨物用のターミナ

ルまたは施設、もしくは他船、艤である場合には、そのターミナル、施設、他船、艤への引渡しは、当社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引き渡しとみなす。

- (5) 当該貨物の B/L 原本の全通を入手次第直ちに貴社に引き渡す、もしくは B/L 原本の全通が貴社に引き渡されるよう手配する。B/L が引き渡された時点をもって当社のこの LOI のもとでの責任は終了する。
- (6) この LOI において各人及び全ての者は個々にかつ連帶して責任を負う者とし、この LOI の当事者が LOI のもとで責任を負う者かにかかわらず、いずれかの者に対して貴社がまず訴訟を提起することを条件とはしない。
- (7) この LOI は英國法に準拠し、英國法に従って解釈され、またこの LOI のもとで責任を負う者は、貴社の要求により英國の高等法院の裁判権に同意する。

5. 本船上の貨物は、Bourgas にて、2008 年 3 月 28 日から 4 月 2 日にかけて discharge された。なお、Deiukemer (再傭船者④) は、Kremikovtzi に delivery されていないと主張しているが、貨物が現に誰に引き渡されたのかについては証拠上明らかではない。

6. その後、同年 7 月 29 日になって、Stemcor は、自らが B/L 所持人であることを船主に伝え、同貨物の引き渡しを求めた。船主は、Cosbulk (傭船者) に対して、上記を伝え、LOI に基づく義務の履行を求めた。同様のことが順次各再傭船者にも伝えられた。Stemcor は、本船を差押えると脅してきたため、船主は、同年 8 月 6 日、Cosbulk (傭船者) に対して、直ちに介入し、LOI の条項に従い、遅滞なく security を提供して差押えを回避することが望ましいと伝えた。

Stemcor は、1100 万ドルの貨物の引渡不能 (misdelivery) による損害賠償請求の security を得るため、同月 14 日、船主に対し、本船及び船主に対して裁判上の手続きを開始すると警告を発した。船主は、その情報を Cosbulk (傭船者) に伝え、順次各再傭船者にも伝えられた。

7. 本船は、同年 8 月 20 日頃、Australia に到着した。Cosbulk (傭船者) 他の傭船者は、差押え回避のために security を提供しなかった。同月 23 日、Stemcor が Gladstone 港にて本船を差押さえたため、船主は Stemcor に guarantee を発行して本船を解放した。船主は、6 ヶ月以内に London の first class の銀行発行の guarantee に交換することを引き受けた。

8. 同年 8 月 26 日、船主は、Cosbulk (傭船者) の預金口座を差押え (いわゆる New York の "Rule B Maritime Judgment")、差押解放の条件として、Stemcor に対して 1100 万ドルの first class の銀行の guarantee 及び船主の請求に関する 50 万ドルの guarantee を提供するよう求めた。この要求は、順次各傭船者に伝えられた。

9. Farenc (再傭船者①) は、Cosbulk (傭船者) から同様に預金口座を凍結されることを危惧し、当時 Cosbulk を代理していた Holman Fenwick (HFW) の escrow 口座に現金を預託して、Stemcor に security を提供することを決めた。また、Farenc は、Daebo (再傭船者②) に対し、代替 security を Stemcor に差し入れるよう求めた。同様のことが各再傭船者に順次求められた。

10. HFW は、同年 9 月 11 日、Farencos (再傭船者①) から 1150 万ドルを受領した。9 月下旬から 10 月上旬にかけてバラ積み貨物の運賃マーケットが急激に悪化したなどのため、Farencos の資金繰りが悪化した。
11. Farencos (再傭船者①) は、同年 10 月 24 日に代替 security の提供に関する命令を求める裁判手続を Daebo (再傭船者②) に対して開始し、Daebo は Norden (再傭船者③) に同様の救済を求める通知を送った。この裁判では、Norden 及び Deiulemar (再傭船者④) がそれぞれ Third Party 及び Fourth Party として関与した。同年 10 月 30 日、裁判所は、Norden に対し Farencos が提供した security に代わる security を提供する暫定的命令を下し、また 11 月 6 日に「争点」であげている問題について審理を行うべきことを命じた。
12. 上記命令を受けた Norden (再傭船者③) は、翌日の 31 日、Deiulemar (再傭船者④) に対して争点に関する結論が出るまで代替 security の提供を求める申立てを行った。裁判官は、e-mail で予備審理手続きの送達に関する命令を出したが、11 月 3 日の審理まで救済に関する命令を出さなかった。しかし、審理の結果、Deiulemar に代替担保の提供を命じた。11 月 5 日までに 250 万ドル、7 日までに 850 万ドル、さらに 50 万ドルを HFW が現在保持している基金に代わるべき、支払えとの命令であった。Deiulemar は 1150 万ドルを HFW の管理する口座に送金したが、HFW は Farencos (再傭船者①) が預託した 1150 万ドルを返さなかったため、口座の預託金は 2300 万ドルとなった。

### 三 争点

本件において議論された主な解釈問題は、以下の点である（注 3）。

1. LOI 3 条は、本船解放のための security を Stemcor に直接提供すべき義務を課すものか否か。
2. security の提供により本船が既に解放された場合、LOI 3 条に定める上記義務は消滅するか。
3. security を提供する場合、LOI 上に記載された荷役人 Kremikovtzi に貨物が delivery されたことが必要か。

### 四 争点に対する判断

1. LOI 3 条が Stemcor に直接 security を提供すべき義務を課すものか否か

審理の過程において、全ての傭船者は、LOI 3 条によって Stemcor に直接 security を提供する義務があることを認めた。

2. security の提供により本船が既に解放された場合、LOI 3 条に定める上記義務が消滅するか否か

Deiulemar (再傭船者④) は、船主が security を提供して本船を解放した以上は、もはや本船

を解放するために要求される security 等を提供することは不可能であり、裁判所も不可能を強制する命令を出すことはできない、Farencos (再傭船者①) が security を提供したのは本船を解放するためではなく、New York の Rule B attachment を避けるためである、傭船者が LOI 上の義務に違反して security を提供しなかったことによる損害賠償義務は残るとしても、security 提供義務自体は消滅したと主張した。

裁判所は、次の理由によりこの主張を認容しなかった。

LOI 3 条が security を要求する趣旨は、船主が本船の差押えによって損害を被らないようにするために、船主ではなく、傭船者に security を提供させることにある。船主が security を提供する行為は、傭船者の義務違反による損害拡大を防止するものであって、すでに発生している傭船者の義務を消滅させるものではない。もし消滅するのであれば LOI 3 条が規定された意味がない、なぜならば船主は船舶を解放するための security を提供するための費用を負担しなければならなくなるからである。船主は、その費用の賠償を受けることができるが、LOI 3 条は、船主にそもそも費用の負担をかけさせないこと意図しているのである。

この分析は、傭船者に security の提供を要求することなく船主が security を提供した状況では、異なりうる。船舶が解放される前に傭船者に security を提供する義務は発生してはいなかつたであろう。本件では、そのような事実はない。

船主が security を提供しても、傭船者の security 提供義務違反は残存する。したがって、Farencos (再傭船者①) は、本船がすでに解放されていても、security の直接提供を求めることができる（注 4）。

### 3. LOI 3 条に基づく security を提供する場合、LOI に記載された Kremikovtzi に対する貨物の delivery が必要となるか否か

Deiulemar (再傭船者④) は、LOI には、B/L 原本の提示なしに貨物を Bourgas (Bulgaria) の港において Kremikovtzi に引き渡すことを貴社に要求するとの記載があり、Kremikovtzi に対し貨物を delivery することが security の条件であると主張した。

これに対して、Farencos (再傭船者①) は、次のように主張した。

LOI の Kremikovtzi の表示は引渡しが予定される者を示すものに過ぎない。傭船契約 68 条に基づく船主の義務は傭船者に貨物を引き渡すことであり、delivery するのは傭船者である。同条は、誰に貨物を delivery するかについて傭船者に選択権を与えていた。それが行使されない限りは、船主は Kremikovtzi に対する貨物の delivery を義務づけられないと主張した。

裁判所は次の理由で、Farencos (再傭船者①) の主張を排斥し、security の条件として、貨物が Kremikovtzi に対し delivery される必要があると判断した。

傭船契約 68 条は、船主に対して傭船者の LOI と交換に B/L 原本提出なしの貨物の discharge を許可する義務を課している。傭船契約上、貨物を discharge するのは傭船者の義務である（8

条)。船主が discharge の許可を与えるのは傭船者に対してである。

discharge と delivery は別の概念である。discharge は舷側を超えて陸上に貨物が移動することを意味する。delivery は、貨物の占有権が陸上にいる者に移転することを意味する。これらは必ずしも同時には生じるわけではない。貨物が discharge されて倉庫に搬入された後に、delivery が行われることがある。delivery は、貨物を占有する船主により行われるのである。

船主が貨物の delivery を行うのである。傭船契約 68 条に基づく船主の義務は傭船者に貨物を delivery ことであり、delivery するのは傭船者であるとする Farenco (再傭船者①) の主張は受け入れられない。「貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体ばら積貨物用またはガス貨物用のターミナルまたは施設、もしくは他船、艤である場合には、そのターミナル、施設、他船、艤への引渡しは、当社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引き渡しとみなす」とする LOI 4 条を規定する意味がない。

傭船契約 68 条では誰に貨物が delivery されるべきかの特定はなされていない。LOI form では delivery 先を傭船者が特定する様式になっている。本件では、LOI に貨物が Kremikovtzi に対し delivery されることが記載されていた。したがって、Kremikovtzi に対し貨物を delivery されることは求められることは明らかであり、それと引換に傭船者が保証するとの合意であったと解釈した。

船主は傭船者が delivery を求める者と取引がなく、その者に関する情報がないのが通常である。しかし、船主は、その者が貨物の引渡しを受ける権限を有しているか否かを問い合わせる必要ない。船主は、貨物を delivery する相手が傭船者から delivery するよう求められた者であることを知っている必要があるだけである。仮に、その点に関して船主が疑問を有したならば、傭船者に確認を求めればよい。船主が傭船者の説明に従ったならば、船主が傭船者の求めた相手以外に貨物を delivery したという主張を傭船者がすることは許されない。したがって、実際には LOI に記載された者に貨物を delivery することは、船主にとってそれほど困難なことではない。

## 五 コメント

### 1. 爭点 1

全ての当事者が同意したため、裁判所の判断に至っていない。一般的な LOI では、本船の差押えの解放のために保証金等を提供することが規定されているが、「誰に」提供するかについてまで具体的に定めない例が多い。LOI の趣旨が、本船が差押さえられた場合、傭船者にこれを解放させる義務を課すことにある以上、船舶を差押えから解放するために直接必要な手段として、差押えを行った者に対する保証の提供も含まれると考えるのが合理的であろう。

### 2. 爭点 2

LOI は、船舶の差押えを防止または差押えからの解放のためにのみ発行されるのであれば、すでに差押えから解放されている以上、傭船者には LOI 提供義務は認められないであろう。しかし、LOI は、船荷証券の受戻しなくして貨物を引き渡すことにともない船主が被るであ

ろう損害を傭船者に填補させるために発行されるものである以上、裁判所の判断は妥当と思われる。本船が差押えられた場合において、傭船者からの security 提供に時間を使っているケースでは、早期に本船を解放するために船主が自ら security を提供し、後日傭船者に対して security の差替えを求めざるを得なくなる場合がある。なお、本判決では、船主が傭船者に対して security の提供を要求せずに船主が security を提供した場合には、傭船者の security 提供義務は消滅することを示唆している。LOI の 3 条は、「船舶、財産の差押え・拘留を回避、解放するため、もしくはそのような障碍を除くために必要な保釈金その他の保証を要求があり次第提供し」なければならないと規定していることから、少なくとも船舶の解放前に傭船者に要求しない以上、傭船者の security 提供義務は生じないと考えているものと思われる。船主が本船の解放または差押え回避のために自ら security を提供する場合には、事前に傭船者に書面等で security を要求しておく必要があろう。

### 3. 爭点 3

傭船者は、LOI 記載の者に貨物が引渡されることを前提に、すなわちその者が真実の貨物受領権者であり、将来その者から確実に B/L が回収されることを期待して船主に賠償義務を負うことを合意している。したがって、LOI 記載以外の者に貨物が引渡され、船荷証券が回収されないとしても、それは傭船者の合意の範囲外であり、傭船者に対して LOI に基づく責任を求めるのは合理的ではないであろう。

注 1 中村眞澄 = 箱井崇史著「海商法」216 頁参照。

注 2 国際 P&I グループでは、本判決を受けて、以下の推奨をしている。

①貨物受取人の身元について、引渡し相手名の記入に加え、下記のように記入する。

“X [引渡し相手名] or to such party as you believe to be or to represent X or to be acting on behalf of X”

#### ② LOI に基づく security の要求

B/L 原本の提示なしで LOI と引換に貨物引渡しが行われた後、組合員に対して B/L 所持人から security 提供を要求された場合、以下を直ちに LOI 発行者に通知する。

- a) クレーム発生の通知があったこと
- b) security を要求されたこと
- c) LOI 3 条に従い、LOI 発行者に security を求めること

上記の通知は、B/L 所持人に対して security を差し入れる前に行う必要がある。

注 3 本文中で紹介した争点以外に、2008 年 9 月の交信により Norden と Deiulemar 間において、Stemcor 宛てではなく、Nordern 宛ての security を提供するという合意が成立したか、成立したとして両社間の LOI の条件に影響を与えるかという事実認定が争点となつた。

注 4 本争点において、The Laemthong Glory 号事件判決にふれている。同判決については、本誌 187 号 33 頁を参照。